健康

40歳、50歳、60歳、70歳が対象
市歯科検診が始まります

問い合わせ先 健康課健康づくり担当
☎(501)1134 F(501)1135 ID 1010436

歯周病は歯を失う要因になるだけでなく、全身に影響する病気です。初期段階では自覚症状がないまま進行します。早期発見のため、歯科検診を受診しましょう。

対象者には「歯科検診受診券」を8月下旬に送付します。

対象 市に居住する40歳、50歳、60歳、70歳（令和8年3月末時点）

期間 9月1日～令和8年2月28日
場所 市が指定する歯科医院
※詳しくは受診券や市ウェブサイトを見てください。
内容 虫歯および歯周病チェック、ブラッシング指導など
検診料 300円
※詳しい検査や治療が必要な場合は別途費用がかかります（医療保険適用）。
持ってくるもの 歯科検診受診券、マイナ保険証
申込方法 指定の歯科医院へ電話で申し込む

健康

年に1度の健康チェックを行いましょう
9月は特定健診・がん検診の受診促進月間

問い合わせ先 健康課健康づくり担当
☎(501)1134 F(501)1135 ID 1013686

市民健康診査として特定健診・がん検診などを実施しています。

実施期間は、令和8年2月末日（後期高齢者健診は同年3月末日）までですが、終了間際は予約が取りにくくなるため、早めに受診しましょう。

▷特定健診

生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とした健診です。特定健診を受診していない人には、8月末からはがきや電話などで、受診勧奨を行います。特定健診の案内はがきが届いた人は、それを受診券として使用できます。

対象 40～74歳の市国民健康保険加入者
内容 身体測定、血液検査、血圧測定、尿検査など
※市国民健康保険以外の人は、加入している健康保険や勤務先に問い合わせてください。

▷後期高齢者健診

対象 後期高齢者医療保険加入者
内容 特定健診の内容と、血清アルブミン検査、貧血検査
※後期高齢者医療広域連合から送付された受診票が必要です。

▷がん検診

対象 市に居住する20歳以上
※項目により対象年齢が異なります。
検診項目 大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん

予約方法

▷集団健診

▶市集団健診予約受付コールセンター
☎0120(014)489（フリーダイヤル）
▶市集団健診予約サイト

▲市集団健診予約サイト

▷個別健診 直接医療機関に申し込む

※受診できる医療機関は、市ウェブサイト（市内医療機関：ID1013697、市外医療機関：ID1015653）で確認してください。
※個別健診受診券が必要です。受診券がない人は、健康課窓口または市ウェブサイト（ID1014190）から発行申請を行ってください。

▲市ウェブサイト（健診・がん検診）

市政

出前トーク「市長と語る」
9・10月の日程

問い合わせ先　経営企画課企画担当
(584)1133　F(584)1145　ID 1006782

より良い春日のまちづくりのため、市長が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見を交換します。

期日・場所

▷9月30日㈫：白水ヶ丘地区公民館
▷10月2日㈭：上白水地区公民館
▷10月6日㈪：泉地区公民館
▷10月7日㈫：下白水北地区公民館
▷10月14日㈫：下白水南地区公民館
▷10月15日㈬：岡本地区公民館
▷10月22日㈬：日の出町地区公民館
▷10月23日㈭：須玖北地区公民館
▷10月30日㈭：春日原南地区公民館

時間　午後7時～8時30分

子育て・教育

私立幼稚園
令和8年度の新入園児を募集します

問い合わせ先
▷入園・保育内容などに関すること
各園（別表参照）
▷制度に関すること
こども未来課保育担当（市役所2階）
(981)0119　F(584)1115

対象　満3～5歳児
受付開始日　11月1日㈯から順次
※願書（有料の場合あり）は、10月1日㈬以降に各園で配布されます。ただし、恵星幼稚園は10月18日㈯にのみ配布します。
※詳しくは各園に直接問い合わせてください。
説明会日時　別表参照
※保育内容や料金について、各園が説明します。

○幼児教育・保育の無償化

無償化制度により、利用料が無料となります。ただし、食材料費、通園送迎費、行事や学用品に要する費用などは無償化の対象外となるため、実際に負担する金額は園により異なります。

別表

園名	説明会日時	所在地	電話番号	保育時間（延長保育：①登園前、②降園後）
泉ヶ丘幼稚園	10月2日㈭ 午前10時30分～11時	泉2-2	(574)4154	午前9時～午後2時 （①午前8時から（午前8時以前要相談）、②午後6時まで、以降要相談）
春日小鳩幼稚園	随時開催	岡本1-86	(581)5905	午前10時～午後2時 （①午前8時から②午後5時まで、最大午後6時（別途追加料金））
春日幼稚園	10月1日㈬ 午後3時30分～4時30分	春日3-42	(501)3425	午前10時～午後2時 （①午前8時から②午後6時まで）
くすの木幼稚園	10月23日㈭ 午前10時30分～正午	若葉台西6-103	(571)0254	午前10時～午後2時 （①午前7時30分から②午後6時30分まで）
恵星幼稚園	10月4日㈯ 午前10時～11時30分	春日原北町4-23	(501)7635	午前9時～午後2時30分 （①午前8時から②午後5時30分まで、以降要相談）
須玖幼稚園	10月1日㈬ 午後1時～2時	須玖北8-56	(582)9830	午前10時～午後2時 （①午前8時から②午後6時まで）
宝幼稚園	10月21日㈫ 2歳児：午前9時30分～10時30分 年少：午前11時～正午	宝町4-14-1	(591)2414	午前9時30分～午後2時 （②午後5時まで、最大午後6時）
森の木幼稚園 （幼稚園機能部分）	10月22日㈬ 午前10時30分～正午	昇町2-85	(592)3977	午前10時～午後2時 （①午前7時30分から②午後6時30分まで）

※森の木幼稚園は、令和8年度に認定こども園に移行予定です。

健康

心掛けましょう 医療機関の適正受診

問い合わせ先 国保医療課国保担当
☎(584)1121 F(584)1141

一人当たりの医療費は、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用などにより年々増加しています。

少しの心掛けで、自分自身の金銭的な負担だけでなく、医療機関などの負担も軽減されます。

▷**重複受診を控え、かかりつけ医を持つ**

同じ病気で複数の医療機関を受診すること（重複受診）は、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬によって体に悪影響を与える場合があります。かかりつけ医を持ち、持病の治療など気になることはかかりつけ医に相談しましょう。

▷**休日・夜間の受診は慎重に**

休日や夜間に救急医療を受診する軽症患者が増加することで、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたす恐れがあります。また、医療費が高く設定されているため、自己負担額も高くなります。

休日や夜間に急病になったら、まず救急電話相談や小児救急電話相談を利用しましょう。

※29ページに緊急医療情報を掲載しています。

市政

傍聴しませんか 市議会9月定例会

問い合わせ先 議事課議事担当
☎(584)1113 F(584)1146 ID 1000009

9月に開かれる議会の日程をお知らせします。

日程・内容

▷1日㈪：本会議（議案の上程、提案理由の説明）
▷3日㈬：本会議（議案質疑、委員会付託など）、補正予算審査特別委員会、決算審査特別委員会（議案審査）
▷4日㈭・5日㈮・8日㈪：各常任委員会（議案審査）
▷9日㈫・10日㈬・11日㈭：決算審査特別委員会（議案審査）
▷16日㈫・17日㈬：本会議（一般質問）
※ケーブルステーション福岡と動画共有サイトYouTube（ユーチューブ）で放映予定です。
▷18日㈭：各常任委員会（議案採決）
▷19日㈮：補正予算審査特別委員会（議案採決）、決算審査特別委員会（議案採決）
▷22日㈪：各常任委員会（所管事務の調査）
▷24日㈬：各常任委員会（閉会中の調査事件の調整など）
▷25日㈭：本会議（委員長報告、質疑、討論、採決）
※都合により、日程が変更になることがあります。

子育て・教育

令和8年4月に小学校入学の児童対象 入学前の健康診断を行います

問い合わせ先 学校教育課学校保健担当
☎(584)1129 F(584)1153 ID 1001718

対象者には、詳しい内容を記載した案内を9月上旬までに送付します。

当日は、就学に当たっての心配や悩みなどについての相談も受け付けます。

対象 平成31年4月2日～令和2年4月1日に生まれた人

期日・場所（各小学校体育館）

▷10月1日㈬：春日南小学校
▷10月2日㈭：春日原小学校
▷10月3日㈮：春日小学校
▷10月7日㈫：春日西小学校
▷10月8日㈬：須玖小学校
▷10月22日㈬：白水小学校
▷10月28日㈫：天神山小学校
▷10月30日㈭：春日野小学校
▷11月5日㈬：春日東小学校
▷11月12日㈬：春日北小学校
▷11月14日㈮：日の出小学校
※受付場所は正面玄関です。
▷11月18日㈫：大谷小学校

受付時間 午後1時30分～2時20分

健診項目 内科、歯科、視力、聴力

持ってくるもの 保護者と子どもの上履き、靴を入れる袋、筆記用具

※受付時間や健診項目などは変更になる場合があります。
※車での来場はできません。

募集

こども・若者の意見を募集します
(仮称)春日市こども計画の構想案

提出・問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当
☎(584)1126　F(584)1115　ID 1016275

市は、こども・若者アンケートの結果などを踏まえて、こども・若者向けの「(仮称)春日市こども計画」の構想案を作成しました。この案を公表し、こども施策の当時者であるこども・若者の皆さんの意見を募集します。

対象　市に居住する小学生～20代
提出期間　9月16日㈫～10月10日㈮
提出方法　市ウェブサイトから提出する
※計画案の完成後に、改めてパブリックコメントを行う予定です。

○こども・若者アンケート結果の公表

6月に実施したこども・若者アンケートの結果を、8月27日㈬から市ウェブサイト(ID1016274)で公表します。

皆さんからの貴重な意見は、今後の市のこども施策の参考にします。

▲意見募集

▲アンケート結果の公表

講演講座

スマホの疑問を解決しませんか
スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター
☎0800(111)9442(午前9時～午後5時、土・日曜日も可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当
☎(584)1118　F(584)1145　ID 1011730

専用車「スマサポ号」内で受講する、オンライン形式の教室です。

自分のスマートフォン(スマホ)を使って受講することができます。貸出用のスマホも用意していますので、スマホを持っていない人も受講できます。

日時・場所・内容　別表参照
定員　各3人(申込先着順)
申込方法　開催日前日の午後5時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む
※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表　9月開催スケジュール

期日	午前11時～正午	午後0時30分～1時30分	午後2時30分～3時30分	午後3時45分～4時45分	場所
5日㈮	スマホを触ってみよう※1	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	いきいきプラザ
12日㈮	デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう※5	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	市役所
19日㈮	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	生成AIを使ってみよう※6	いきいきプラザ
26日㈮	ハザードマップでさまざまな災害のリスクを確認しよう※7	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	市役所

※1　電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう、電話・カメラを使おう
※2　スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール
※3　マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り
※4　インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法
※5　インターネットの特徴、利用において気を付けるポイント、SNSでの詐欺被害に遭わないために
※6　生成AIとは、生成AIの仕組み・特徴、生成AIの活用
※7　ハザードマップとは、ハザードマップポータルサイトでできること

環境・生活

ペットと共生するために 9月20~26日は動物愛護週間

問い合わせ先 環境課生活環境担当
☎(584)1111㈹ F(584)1147 ID 1001271

人とペットが幸せに共生していくために、飼い主としてのマナーとルールを守りましょう。

○犬の飼育

▷しつけを行う

叱ることや罰を与えることよりも、犬の習性や特性を理解して飼い主が適切に関わることで、犬にも社会性を身に付けさせましょう。

▷散歩のルールを守る

ルールを守らないと周囲とのトラブルの要因になります。リードを付ける、ふん尿の後始末をするなどを徹底しましょう。

▷感染症を予防する

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

○猫の飼育

▷室内で飼う

交通事故の心配や、ふん尿で周囲に迷惑を掛けることがなくなります。

すみやすいように、清潔なトイレ、爪とぎ器、上下運動ができる場所などの環境を整えましょう。

▷不妊去勢手術を受けさせる

発情が無くなり鳴き声やけんか行動が落ち着く、マーキング行動が収まり尿の臭いが軽減するなどのメリットがあります。

○ペットを捨てることは犯罪

ペットを虐待したり捨てたりすることは法律で禁止されており、罰則の対象となります。ペットを飼うということは、「命を預かる」ということです。最期まで責任を持って飼いましょう。

年金

年金生活者支援給付金 該当する人に案内が届きます

問い合わせ先
▷年金生活者支援給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)
☎0570(05)4092
▷南福岡年金事務所
☎(552)6112(自動音声案内①→②を押す)
F(541)7649

年金生活者支援給付金(ID1008423)は、前年の公的年金収入とその他の所得の合計が一定基準以下の年金受給者に対して支給されるものです。受給するには、請求書の提出が必要です。請求書に記載された期限までに提出してください。

なお、すでに受給している人は、改めて請求する必要はありません。

案内送付対象者 令和7年度に該当になる人

受給要件

▷65歳以上で老齢基礎年金を受給している
▷世帯全員の市町村民税が非課税
▷前年の年金収入金額とその他の所得の合計が、昭和31年4月1日以前生まれの人は90万6,700円以下、昭和31年4月2日以降生まれの人は90万9,000円以下
▷障害基礎年金、遺族基礎年金を受給し、前年の所得が一定基準(479万4,000円)以下

注意事項

▷新たに老齢基礎年金を請求する場合は、併せて請求が必要です。
▷前年所得や世帯状況が変更になった場合は、随時請求を受け付けています。
▷日本年金機構や厚生労働省から電話で口座番号を聞いたり、手数料などの名目で金銭を求めることはありません。不審な電話や案内には注意してください。

▲厚生労働省ウェブサイト